

公調委令和6年（フ）第1号 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可
処分に対する取消裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

処分庁が申請人に対して令和6年7月12日付けでした岩石採取計画不認可
処分（●第xx号）を取り消す。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

主文同旨

2 処分庁

申請人の本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が採石法33条に基づいて行った岩石採取計画認可申請に対し、処分庁が不認可処分（以下「本件不認可処分」という。）をしたことについて、申請人が、本件不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

1 法令の定め

（1）採石法

（採取計画の認可）

33条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取
を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、
当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（中略）の認可を
受けなければならない。

（認可の申請）

33条の3

1項 33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2号 登録の年月日及び登録番号

3号 採取計画

2項 前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(認可の基準)

33条の4 都道府県知事は、33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

(2) 採石法施行規則

(認可の申請)

8条の15

1項 法33条の3第1項の規定により法33条の認可の申請をしようとする者は、様式第15による申請書を都道府県知事（中略）に提出しなければならない。

2項 法33条の3第2項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。（1号から6号まで、9号から11号まで省略）

7号 岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

8号 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他

の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

2 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか、掲記の各証拠（特記のない限り、枝番号を含む。）及び審理の全趣旨により容易に認められる。

(1) 申請人等

申請人は、石材採掘、石材販売等を目的とするいわゆる特例有限会社であり、採石業者として香川県知事の登録（登録番号香川採石第xx号）を受けた者であり、これまで香川県小豆郡土庄町●●（合計面積16万8309㎡。別紙1の赤線で囲んだ部分。以下「a採石場」という。）において採石事業を営んでいた。bは、申請人の現在の代表取締役であり、また、c株式会社の代表取締役も務めている。（甲48、乙1の1、審理の全趣旨）

(2) 本件不認可処分に至る経緯等

ア d株式会社、e株式会社、f及びg（以下、これらの者を併せて「d株式会社等」という。）は、平成25年10月2日から同月18日にかけて、「開発行為の施行同意書」と題する書面（以下「本件各施行同意書」という。）をそれぞれ作成し、申請人に交付した。本件各施行同意書には、開発行為者につき申請人、開発行為をしようとする事業区域に含まれる土地につきa採石場、開発行為の目的につき土石の採取と記載されており、その下に「開発行為の施行及び開発行為の完了後の開発区域の緑化について、次の土地を使用することに異議なく同意します。」との記載があり、さらに、同意権者として、d株式会社等の記名・押印等がされた上で、同意権者の権利の種類につき「所有権」、同意の有効期限につき「開発行為の完了まで」と記載され、a採石場のうち各同意権者の同意に係る土地（合計面積15万3301㎡。別紙1の黄色で塗られた部分。以下「本件土地」という。）がそれぞれ記載されていた。なお、本件土地のうちd株式会社

が所有権又は共有持分権を有していた土地（以下「d 株式会社所有地」という。）は別紙 2、e 株式会社が所有権を有していた土地（以下「e 株式会社所有地」という。）は別紙 3 のとおりであり、f 及び g は、「香川県小豆郡土庄町▲▲」に所在する土地につき、それぞれ 5 分の 1 ずつ共有持分権を有していた。（甲 4、乙 3、4、審理の全趣旨）

イ a 採石場の一部は、森林法 10 条の 2 第 1 項に定める「地域森林計画の対象となっている民有林」に該当し、そこで岩石を採取する行為が同項の「開発行為」に該当するため、a 採石場の一部で岩石を採取するためには、これに関する林地開発許可が必要なところ、申請人は、遅くとも平成 29 年頃から、a 採石場の岩石採取に係る岩石採取計画の認可処分や林地開発行為の許可処分等を受けるなどして、a 採石場で岩石の採取事業を営んでいた（甲 18、審理の全趣旨）。

ウ 申請人は、令和 3 年 6 月 9 日、処分庁に対し、採石法 33 条に基づき、a 採石場を岩石採取場とする岩石採取計画の認可の申請をし、その際、本件各施行同意書を添附して提出したところ、処分庁は、同年 9 月 9 日、上記申請に対し、採取の期間を同日から令和 6 年 7 月 18 日までとした上で、認可処分（▲第xx号）をした（以下「前件認可処分」という。）。

また、申請人は、令和 3 年 8 月 11 日、処分庁に対し、森林法 10 条の 2 第 1 項に基づき、a 採石場の一部の土地について、林地開発行為の許可の申請をしたところ、処分庁は、同年 9 月 9 日、上記申請に対し、開発行為の目的を土石の採取（採石事業）、開発行為の許可期間を同日から令和 6 年 7 月 18 日までとした上で、許可処分（香川県指令●第xx号）をした。

申請人は、これらの認可処分及び許可処分を得て本件土地において継続的に岩石採取事業を営んでいた。

（以上につき、甲 7、8、乙 2、審理の全趣旨）

エ d 株式会社等は、令和 5 年 11 月 10 日又は同月 20 日付けで、a 採石

場のうちそれぞれが所有権又は共有持分権を有する土地等について、申請人に対し、開発行為の施行同意を撤回する旨を通知し、また、その頃、処分庁に対し、開発行為の施行同意を撤回したこと、及び残置森林等の管理に関する土地所有者の誓約を撤回することをそれぞれ通知した（甲 28～30、乙 3 の 1 から 3、審理の全趣旨）。

オ 申請人は、令和 6 年 4 月 25 日、処分庁に対し、採石法 33 条に基づき、以下の内容の岩石採取計画の認可を申請し（以下「本件認可申請」という。）、本件各施行同意書を添附して提出した。

（ア） 岩石採取場の区域

a 所在地 香川県小豆郡土庄町■■■（a 採石場）

b 面積 48 万 8 4 7 4 m²

（イ） 採取する岩石の種類及び数量

a 花崗岩

b 可採量 310 万 8 5 0 6 m³（777 万 1 2 6 5 t）

（ウ） 採取期間 認可の日より起算して 3 年間

これに対し、処分庁は、申請人から本件認可申請に至る経過等の報告を受けた上で、令和 6 年 7 月 12 日、本件認可申請に対し、採石法施行規則 8 条の 15 第 2 項 7 号に定める書面（以下「7 号書面」という。）が添附されていないこと及び森林法の開発許可を得ていないため、同項 8 号に定める書面（以下「8 号書面」という。）が添附されていないことを理由に本件不認可処分をした。

（以上につき、甲 48、49、乙 1、審理の全趣旨）

カ 申請人は、令和 6 年 6 月 18 日、処分庁に対し、林地開発行為の許可の申請をしたところ（以下「本件林地開発許可申請」という。）、処分庁は、同年 7 月 12 日、この申請に対して、不許可処分（香川県指令▲第 xx 号。以下「本件不許可処分」という。）をした。

これに対し、申請人は、同年 9 月 13 日付けで、処分庁に対し、本件不許可処分の取消しを求めて審査請求をした。（以上につき、甲 46）

(3) 本件裁定申請

申請人は、令和 6 年 10 月 9 日、公害等調整委員会に対し、採石法 39 条 1 項に基づき、本件不認可処分の取消しを求める裁定を申請した（顕著な事実）。

3 争点

- (1) 7 号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否
- (2) 8 号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（7 号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否）について

ア 処分庁の主張

(ア) 本件認可申請には、7 号書面として、本件各施行同意書が添附されていたが、本件各施行同意書の作成者は、申請人及び処分庁に対し、申請人の開発行為の施行同意を撤回する旨を通知した。本件各施行同意書は、土地利用権を設定する契約や合意の成立まで意味するものではなく、したがって、このような同意の撤回は、これを禁止、制限するなどの合意等が存在しない限り、同意をした土地の所有者において自由に行うことができ、撤回の意思表示に無効事由があるなどの特別の事情がない限り、有効であると解される。そうすると、本件各施行同意書が 7 号書面に該当しないことは明らかである。

なお、申請人は、令和 3 年 12 月 10 日付け「採石事業に関する覚書」（以下「本件覚書」という。）及び令和 4 年 6 月 30 日付け「採石事業に関する変更覚書」（以下「本件変更覚書」という。）をもって、申請人と d 株式会社及び e 株式会社との間に岩石採取に関する合意が成立し

たと主張するが、申請人は本件覚書及び本件変更覚書の契約当事者ではないし、その有効期間は令和6年7月18日までとされているから、これらの書面が、上記合意を証するものとはいえない。

- (イ) 仮に本件各施行同意書について、土地利用権を設定する旨の合意の存在を含意する余地があるとしても、このような合意は期限の定めのない使用貸借の合意と解することができ、d株式会社及びe株式会社と申請人及びc株式会社との間には、本件土地に係る採石事業を巡って紛争が発生し、両者の間で信頼関係が失われるような事態が生じたのであるから、土地を無償使用させるべき理由はなくなったということができ、上記合意については、最高裁判例（最高裁判所昭和42年11月24日第二小法廷判決・民集21巻9号2460頁。以下「昭和42年最判」という。）のとおりに、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）597条2項ただし書を類推適用して解約することができるというべきである。

したがって、d株式会社等が本件各施行同意書に係る同意を撤回したことにより、上記使用貸借契約は解約され、これにより合意の効力も失われたということができる。

イ 申請人の主張

- (ア) 岩石採取計画の認可申請をするには、採石法施行規則8条の15第2項7号が定める7号書面の添附が必要であるところ、7号書面については、他人の土地で岩石の採取を行う場合、「当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書、もしくは同意書の写し」を指すものと解されている。本件認可申請に際しては、同意の有効期限を「開発行為の完了まで」とする本件各施行同意書が添附されており、これが7号書面に該当することは明らかである。

なお、本件においては、d 株式会社等が、申請人及び処分庁に対し、本件各施行同意書に係る同意を撤回する旨の通知をしている。しかし、開発行為の施行等の同意については、採石事業者に対して土地利用権を設定する契約を成立させる意思表示を含むものと解するのが相当であり、このことは、申請人が、d 株式会社及び e 株式会社との間で、本件覚書及び本件変更覚書を作成していることからしても明らかであるところ、本件各施行同意書の同意の有効期限は開発行為の完了までとされていたから、当該土地の所有者が有効期限よりも前に当該同意を自由に撤回することは許されず、これに反して撤回をしたとしても無効である。

- (イ) 仮に上記土地利用権設定契約が使用貸借契約であると解したとしても、当事者が使用貸借の期間を定めたときは、その期間が満了することによって終了するところ、本件各施行同意書には、同意の有効期限について、開発行為の完了までとされており、これは不確定期限を定めたものと解すべきであるから、申請人は、開発行為の完了まで本件土地を利用して、岩石を採取する権原を有する。処分庁は、昭和 42 年最判を引用した上で、使用貸借について、民法 597 条 2 項ただし書を類推適用することにより解約することができると主張するが、そもそも昭和 42 年最判は、本件と事案を全く異にしており、d 株式会社等も処分庁の上記主張のような主張はしていないから、処分庁の上記主張が誤りであることは明らかである。

よって、上記土地利用権設定契約を使用貸借契約と解したとしても、解約事由はないため、これを解約することはできず、本件各施行同意書に係る同意は効力を有する。

- (2) 争点(2)(8号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否)について

ア 処分庁の主張

8号書面については、採石法施行規則8条の15第2項8号において、処分を「受けていることを示す書面」と「受ける見込みに関する書面」を並列して規定していること、同号の趣旨が、処分を受けていないか、又は受ける見込みのない者を可能な限り排除して無用な認可処分のされることを防止しようとするものであることからすれば、8号書面としては、処分を受ける見込みが相当程度存在することを示す書面であることを要すると解すべきであって、処分を受ける可能性が全くないとはいえない程度では足りない。

そして、本件では、本件林地開発許可申請に対し、本件不許可処分がされており、本件不許可処分が正当かつ適法であることは明らかであるから、本件不許可処分に対して審査請求がされていただけでは、8号書面の添附があったとは認められない。

イ 申請人の主張

岩石採取計画の認可申請をするには、採石法施行規則8条の15第2項8号が定める8号書面の添附が必要であるところ、同号が定める処分を受ける見込みに関する書面とは、「他の行政庁に提出した許可、認可その他処分を受けるための申請書等の写し」をいうと解されている。採石法及び同法施行規則が8号書面を求める趣旨は、岩石の採取に係る行為に関し、必要な処分を受ける見込みのない者を可能な限り排除して無用な認可処分がされることを防止することにあるから、林地開発行為の許可が得られる可能性がある限り、8号書面の該当性を否定すべきではない。

本件では、申請人は、本件不許可処分に対して審査請求をしており、本件不許可処分が取り消され、本件林地開発許可申請に対して許可がされる可能性がないとはいえないから、8号書面の添附があったというべきである。

第3 当裁定委員会の判断

- 1 争点(1)(7号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否)について

(1) 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審理の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア d 株式会社、e 株式会社及び c 株式会社は、令和 3 年 1 2 月 1 0 日、本件土地に係る採石事業（以下「本件事業」という。）に関し、本件覚書を作成した。本件覚書の概要は以下のとおりである。（甲 5）

(ア) 本件事業のスキーム（1 条）

本件事業は、a 採石場を含む土地のうち e 株式会社及び d 株式会社が所有する土地等において、d 株式会社が当該土地において申請人に採石をさせ、d 株式会社が総販売元として採石販売事業を行い、c 株式会社が総販売代理店として産出された石材の販売を担当するものである。

(イ) 採石場の許可（2 条）

d 株式会社及び e 株式会社は、申請人の採石許可申請について、当該土地の所有者として、当該採石事業の継続に協力する。

(ウ) 採石同意料（3 条）

a d 株式会社は、e 株式会社に対し、令和 4 年 1 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの採石同意料として、d 株式会社、c 株式会社及び申請人の作成した事業計画書に基づき d 株式会社が c 株式会社に販売する採石出荷金額の 3 %相当額を支払うものとする（1 項）。

b 令和 4 年 7 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの採石同意料は、d 株式会社、c 株式会社及び申請人が作成した事業計画書に基づき、同年 6 月 3 0 日までに d 株式会社と e 株式会社の協議の上、翌半期の採石同意料（率）を定める方法により更新するものとし、以後同様とする（5 項）。

(エ) 解除（6 条）

d 株式会社、e 株式会社又は c 株式会社が次の各号の一つに該当した

場合、他の当事者は、何ら催告なしに通告するのみで本合意を解除することができる（１項）。

a １号、２号及び４号から７号まで省略

b 差押え、仮差押え、仮処分、税金滞納処分その他公権力の処分を受けたとき（３号）

(オ) 有効期間（８条）

本件覚書の期間は、前件認可処分の期限である令和６年７月１８日までとする。

イ d 株式会社、e 株式会社及び c 株式会社は、令和４年６月３０日、本件覚書 について、d 株式会社が e 株式会社に対して支払う同年７月１日から同年１２月３１日までの採石同意料を、d 株式会社が c 株式会社に販売する採石出荷金額の４％相当額に変更することなどを内容とする本件変更覚書を作成した（甲６）。

ウ d 株式会社は、令和５年６月３０日付けで、c 株式会社に対し、d 株式会社所有地及び e 株式会社所有地の使用を同年７月１日から禁止し、今後は当該土地に立ち入らないよう求める旨を通知した。これに対し、c 株式会社は、同日付けで、d 株式会社に対し、d 株式会社の主張は、事実に対し、法的根拠がないから認められないなどと回答した。（甲１３、１４）

エ 高松地方裁判所は、令和５年５月３１日、c 株式会社が所有する土地について仮差押決定をしたところ、これを受けて d 株式会社は、同年７月１３日付けで、e 株式会社及び c 株式会社に対し、c 株式会社が所有する土地について仮差押決定がされており、採石事業の継続が不可能なので、本件覚書の６条１項３号に基づき、本件覚書を解除する、本件覚書に基づく採石事業は直ちに中止していただきたい旨を通知した。これに対し、c 株式会社は、同月１８日付けで、d 株式会社及び e 株式会社に対し、上記仮差押決定に対しては、保全異議の申立てをしており、今後、取り消される

可能性があり、本件覚書に基づく採石事業の中止の要求には応じられない旨を通知した。また、e 株式会社は、同月 24 日付けで、d 株式会社及び c 株式会社に対し、本件覚書の解除等について、d 株式会社と c 株式会社との間で協議するよう求める旨を通知した。（甲 15～17、20）

オ 申請人及び c 株式会社は、令和 5 年 7 月 4 日、高松地方裁判所に対し、申請人及び c 株式会社を債権者、d 株式会社を債務者とし、d 株式会社が、自己又は第三者をして、本件土地のうち d 株式会社が所有権又は共有持分権を有する土地に立ち入るなどして、申請人及び c 株式会社の上記土地の使用及び占有を妨害してはならないことなどを求める妨害禁止等の仮処分命令の申立てをした（高松地方裁判所令和 x 年（ヨ）第 x 号）。その後、同仮処分手続で、同年 9 月 11 日、申請人及び c 株式会社と d 株式会社との間で、d 株式会社が、申請人及び c 株式会社に対し、法的手段によることなく、自己又は第三者をして、本件土地のうち d 株式会社が所有権又は共有持分権を有する土地から動産を搬出し、又は同土地における申請人及び c 株式会社の通行を妨害しないことを確約する旨の和解が成立した。（甲 18、19、25）

カ e 株式会社は、令和 5 年 10 月 16 日付けで、c 株式会社に対し、本件土地は d 株式会社と e 株式会社が所有する土地が入り組んで混在しており、本件土地については d 株式会社と一体としての決定とならざるを得ないことを理由に、同月 31 日までに d 株式会社と連名の報告がない場合は、同日をもって本件覚書を解除する旨を通知した。これに対し、c 株式会社は、同月 24 日、e 株式会社が求める条件付き解除は認められないため、本件土地の使用占有等を妨害することがないように求める旨を通知した。（甲 26、27）

キ 申請人は、前提事実(2)エのとおり、d 株式会社等から本件各施行同意書に係る同意を撤回する旨の通知を受け、令和 5 年 12 月 6 日、d 株式会社

等に対し、本件各施行同意書には、開発行為の施行及び開発行為の完了後の開発区域の緑化について、本件土地を使用することに異議なく同意する旨や、同意の有効期限について開発行為の完了までと記載されていることから、d 株式会社等は開発行為の完了まで本件土地での採石行為につき同意したことは明らかであり、同意の撤回は認められず、申請人は引き続き採石事業を継続する旨を通知した（甲 3 1）。

（2）検討

ア 採石法 33 条の 3 第 2 項は、岩石採取計画の申請の際には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面のほか、経済産業省令で定める書類を添附しなければならないと定め、これを受けて採石法施行規則 8 条の 15 第 2 項 7 号は、「岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」を添附しなければならないと定めている。

採石業者の採石計画の認可は岩石採取の禁止を解除する効果を持つにとどまり、私法上の採石権原を新たに設定するものではないこと、及び、採石法には、採石業者からの岩石採取計画の認可申請を審査するに当たり、都道府県知事に申請者の私法上の採石権原の有無について審査義務を定めた規定が見当たらないことから判断すると、上記法令で 7 号書面の添附を要件としている趣旨は、申請に当たってこのような文書の添附もできない者を形式審査により排除し、採石権原がないか又はこれを取得する見込みのない者に対してまで無用な認可処分がされることを防止しようとするにすぎないものと解される。

したがって、処分庁は、添附書面により申請者が採石権原を有すること又はその取得の見込みが十分であることを一応認定することが可能である場合には、申請者に採石権原がないことが明らかであるなどの特別の事情がない限り、7 号書面が添附されていると判断すべきであり、さらに当該

添附書面が実体に相応するか否かにまで立ち入って審査することは法令上求められていないものと解される。

イ 前記前提事実(2)オによれば、申請人は、本件各施行同意書を添附の上、本件認可申請をしているところ、本件各施行同意書には、施行行為者を申請人、開発行為の目的を土石の採取、同意権者をd株式会社等とした上で、本件土地のうちそれぞれ所有権又は共有持分権を有する土地について、開発行為の施行等につき異議なく同意する旨の記載がある上に、同意の有効期限につき開発行為の完了までと記載されていた。このように本件各施行同意書の記載内容をみれば、本件認可申請について、申請人が、本件土地につき、その所有権者であるd株式会社等から岩石採取を行うことについて同意を得ており、本件土地において採石事業の終了まで岩石の採取を行う権原を有していたと認定することが可能であるというべきである。上記権原を有することは、申請人は、前件認可処分の申請に際し、本件各施行同意書を添附した上で、本件土地を含むa採石場における岩石採取計画の認可申請を行い、前件認可処分を受けた上で、本件土地において継続的に岩石採取事業を営んでいたこと（前記前提事実(2)ウ）、申請人と同じbが代表を務めるc株式会社とd株式会社及びe株式会社との間で、本件覚書及び本件変更覚書が作成され、岩石採取事業について具体的な取り決めがされているが、その書面の中で、申請人をして本件土地において採石をさせることや申請人の採石事業の継続に協力することを合意していたこと（前記認定事実ア及びイ。本件覚書や本件変更覚書の有効期間が令和6年7月18日までであるとされていたことは、結論を左右しない。）からも裏付けられているというべきである。

そうすると、本件各施行同意書により、申請人が採石権原を有することは一応認定可能であったということが出来るから、上記特別の事情がない限り、本件各施行同意書は採石法施行規則8条の15第2項7号が定める

「権原を有する」書面に該当し、本件認可申請に際して7号書面の添附があったものと認められる。

ウ(ア) そこで、上記特別の事情が存在したかを検討すると、前提事実によれば、d株式会社等は、申請人及び処分庁に対し、本件各施行同意書に係る同意について、撤回する旨の通知をしていることが認められる。しかし、本件各施行同意書では、採石事業の終了以前に本件各施行同意書に記載された同意権者のみの判断で自由に当該同意を撤回できるかどうかは書面上明らかでなく、また、本件土地の採石権原がなくなれば、申請人は、採石事業の終了まで事業が継続できると信頼して投下した資本を回収することができないなど、多大な不利益を受けることを余儀なくされる。このような点を考慮すると、本件各施行同意書で定めた期限である採石事業の終了以前にd株式会社等の一方的な同意の撤回の通知により、本件土地の採石権原に関する合意の撤回が認められると解することが相当であるとは認め難い。

そうすると、処分庁が把握していた事情を踏まえても、d株式会社等の上記同意の撤回が有効であり、申請人において本件土地の採石権原がなかったことが明らかであったとはいえないので、上記特別の事情を認めることはできない。

(イ) これに対し、処分庁は、本件各施行同意書において、土地利用権を設定する旨の合意が存在したとしても、このような合意は期限の定めのない使用貸借の合意と解することができ、本件土地に係る採石事業を巡って紛争が発生し、申請人とd株式会社等との間で信頼関係が失われるような事態が生じたのであるから、上記同意については、昭和42年最判のとおり、民法597条2項ただし書を類推適用して解約することができるというべきである旨主張する。

しかし、昭和42年最判は、父母を貸主、子を借主とする返還時期の定めのない土地の使用貸借につき、使用貸借の目的の一つが父母の扶養であ

ったにもかかわらず、借主が理由なく父母の扶養を止めたことなどにより信頼関係は失われたとして、使用貸借の解約を認めたものであるのに対し、本件は、採石業者に対して土地の採石事業に同意した土地の所有者がその同意を一方的に撤回することの可否が問題となっており、両者は明らかに事案を異にする。

したがって、昭和42年最判を本件に当てはめるのは相当でなく、申請人とd株式会社等との間で、採石事業に関して紛争が生じていたとしても、これをもって、直ちに上記同意の撤回が有効であるとはいえず、処分庁の上記主張は採用することができない。

(3) よって、本件各施行同意書は、7号書面に該当するといえるから、7号書面の添附がないことを理由に本件認可申請につき不認可処分をすることは許されないといえることができる。

2 争点(2)(8号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否)について

(1) 採石法施行規則8条の15第2項8号は、採石法33条の3第2項の規定を受け、岩石の採取の認可(同法33条)の申請に際し、「他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」を添附しなければならないと定める。このように採石法施行規則が8号書面の添附を求める趣旨は、他の法令等の規制により当該採取計画に係る採石事業が実施できない場合についてまで、採取計画を認可することは無意味であることから、当該申請者において、岩石採取を行うに当たって必要な行政処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を添附させて、無用な認可をするという事態を避けることにあると解される。

このような規定の趣旨を踏まえると、岩石の採取に際して林地開発許可が必要な土地について、岩石採取計画の認可申請がされた場合には、林地開発

許可申請につき不許可処分がされたとしても、当該不許可処分が争訟手続で確定した場合（つまり許可処分をもちや受けられないことが確定した場合）を除き、処分庁は 8 号書面添附の要件が充足されていないことを理由に上記認可申請に対して不認可の判断をすることは許されないというべきである。

- (2) 前記前提事実(2)カによれば、申請人は、処分庁に対し、本件不認可処分よりも以前に本件林地開発許可申請を行い、本件不認可処分と同日付けで本件林地開発許可申請に対する本件不許可処分を受け、本件不許可処分について、処分庁に対して審査請求を行っており、当該審査請求に対して審査庁において裁決が行われたこととはうかがえないから、本件不許可処分が確定したとはいえない。

したがって、8 号書面添附の要件が充足されていないことを理由に本件認可申請に対して不認可処分をすることは許されないというべきである。

3 結論

以上によれば、本件不認可処分は違法であるから、その取消しを求める本件裁定申請には理由がある。

よって、主文のとおり裁定する。

令和 7 年 9 月 8 日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 中 村 也 寸 志

裁 定 委 員 若 生 俊 彦

裁定委員大橋洋一は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 中 村 也 寸 志

※裁定文中の別紙は省略